

# 香川県報



号外 2

平成 17 年

10月11日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規 則

- 香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則 (医務国保課) 一
- 香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則 (みどり保全課) 三
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)
- 香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課)
- 公安委員会規則 (住宅課)
- 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例第十八条に規定する金融機関及び小売店舗を定める規則

## 規 則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則をここに公布する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十四号

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県国民健康保険調整交付金条例（平成十七年香川県条例第五十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（香川県補助金等交付規則の適用）

第二条 条例第二条の調整交付金は、香川県補助金等交付規則（平成十五年香川県規則第

二十八号）第二条第一項第三号に規定する給付金とする。

2 調整交付金の交付については、この規則に定めるもののほか、香川県補助金等交付規則の定めるところによる。

（普通調整交付金の種類）

第三条 条例第五条第一項の規定に基づき交付する普通調整交付金は、定率分及び調整分に区分する。

2 普通調整交付金定率分は、条例第五条第一項第二号に掲げる事項の市町間における格差を勘案して交付する。

3 普通調整交付金調整分は、条例第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項又は同項各号に掲げる事項の市町間における格差を勘案して交付する。

4 普通調整交付金定率分及び普通調整交付金調整分の総額は、別に定める。  
（普通調整交付金定率分の算定）

第四条 普通調整交付金定率分の額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額を基準として別に定めるところにより算定した額とする。

一 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号。以下「調整交付金算定省令」という。）第四条第一項第一号イに掲げる額から前々年度の同号ロに規定する基準超過費用額を控除した額

二 調整交付金算定省令第四条第一項第二号に規定する老人保健医療費拠出金額

三 調整交付金算定省令第四条第一項第四号イに規定する介護納付金額

四 当該年度の国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額

2 法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町及び県又は市町

が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町に係る調整交付金算定省令第四条第一項第一号イに掲げる額は、同条第二項から第六項までの規定を準用して算定した額とする。

（普通調整交付金調整分の額の算定等）

第五条 普通調整交付金調整分は、第一号に掲げる額（以下「調整対象需要額」という。）が第二号に掲げる額（以下「調整対象収入額」という。）を超える市町に対して交付す

る。

一 条例第五条第一項第二号に掲げる事項又は同項第二号及び第三号に掲げる事項を勘案して別に定めるところにより算定した額

二 条例第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項又は同項各号に掲げる事項を勘案して別に定めるところにより算定した額

2 普通調整交付金調整分の額は、当該市町の調整対象需要額から当該市町の調整対象収入額を控除した額を基準として別に定めるところにより算定した額とする。

(特別調整交付金の額)

第六条 条例第六条第一項の規定に基づき交付する特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額の合算額とする。

一 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置をとった一般被保険者に係る保険料(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の額が、調整交付金算定省令第六条第一号イ及びロに掲げる額の合算額の百分の一に相当する額以上である場合(同号の規定又は別に定める場合に該当することにより国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)(第四条第三項に規定する特別調整交付金が交付されるときを除く。)(当該一般被保険者に係る保険料の減免額の三分の一以内の額

二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額(退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。)(並びに当該減免により加算された特定療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額)(退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。)(の合算額が、その額並びに同期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額(退職被保険者等に係る額を除く。)(同期間に行われた特定療養費又は特別療養費の支給についての療養(食事療養を除く。)(につき算定した費用の額)(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。)(からこれらの療養に要した費用につき特定療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額)(退職被保険者等に係る額を除く。)(及び同期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養に

つき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額(退職被保険者等に係る額を除く。)(の合算額の百分の一に相当する額以上である場合(調整交付金算定省令第六条第二号の規定又は別に定める場合に該当することにより算定政令第四条第三項に規定する特別調整交付金が交付されるときを除く。)(当該療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された特定療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の三分の一以内の額

三 前二号に掲げる場合のほか、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情として知事が認める場合に定めるところにより算定した額

(普通調整交付金の額の変更に伴う交付)

第七条 条例第七条の規定により加算することとなる普通調整交付金については、普通調整交付金定率分の例により交付する。

(調整交付金の額の算定等に関する特例)

第八条 市町が法第七十一条の規定により国庫負担金の額を減額されたときは、当該市町に対して交付すべき調整交付金は交付しない。

(事業の区域に変更を生じた場合の取扱い)

第九条 当該年度の四月二日以後において、甲保険者の事業の区域の全部又は一部が乙保険者の事業の区域となった場合における乙保険者に対して交付する当該年度の調整交付金の額については、当該区域と乙保険者のその他の区域とを区分し、その区域ごとに乙保険者を別個の保険者とみなして算定するものとする。

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、調整交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用する。(平成十七年度における特例)

2 平成十七年度における第四条第一項第四号の規定による額は、同号の規定にかかわらず、当該年度の法第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金及び法附則第十二項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額とする。

香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十五号

香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則

香川県自然海浜保全条例施行規則（昭和五十五年香川県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十六号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年香川県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（独立行政法人その他の法人）」に改め、同条中「公団等」を「独立行政法人その他の法人」に改め、第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十七号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和三十九年香川県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「共同施設」の下に「（以下「県営住宅等」という。）」を加える。本則に次の一条を加える。

（指定管理者による管理の基準等）

第二十七条 条例第三十二条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に県営住宅等の運営を行うこと。

二 県営住宅等の維持管理を適切に行うこと。

三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 条例第三十二条第六項の規則で定める業務は、県営住宅等の維持管理及び県営住宅の入居、明渡し等に係る申請、届出等の受付その他の県営住宅等の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合は、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該指定管理者を経由しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公安委員会規則

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例第十八条に規定する金融機関及び小売店舗を定める規則をここに公布する。

平成十七年十月十一日

香川県公安委員会規則第十六号

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例第十八条に規定する金融機関及び小売店舗を定める規則

(金融機関)

第一条 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例(平成十七年香川県条例第五十二号。以下「条例」という。)第十八条の公安委員会規則で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 労働金庫
- 四 信用組合
- 五 農業協同組合
- 六 信用農業協同組合連合会
- 七 漁業協同組合
- 八 信用漁業協同組合連合会
- 九 農林中央金庫
- 十 商工組合中央金庫
- 十一 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者
- 十二 日本郵政公社

(小売店舗)

第二条 条例第十八条の公安委員会規則で定める小売店舗は、次に掲げる小売店舗とする。

- 一 深夜(午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。)において営業する小売店舗で次に掲げるもの
- イ スーパーマーケット(衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店) 売場面積の五十パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。)で、その売場面積が二百五十平方メートル以上のものをいう。(

ロ コンビニエンスストア(飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が二百五十平方メートル未満のもの)をいう。)

二 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

